

第4章 新施設の基本的機能

新施設の基本的機能は、4つの基本方針に基づき、設定します。

4.1. 町民サービス機能

施設利用者の利便性・快適性を高めるため、利用者の動線に配慮し、会議室やホール等の室区分を検討します。また、地方創生を目指して、まちの活性化や多様な町民活動をサポートするため、町民同士の交流の場や集いの場として整備を図ります。

4.1.1. 集会施設機能

中央公民館にある大広間や講義室、福祉会館にあるホール等の日常的に利用されている集会施設機能を確保するため、現在の2施設と同程度の規模の室を配置する計画とします。

- ・町民活動の中心である講義室や実習室は、利用規模や用途に合わせて柔軟に空間を変えることができるよう、必要に応じて可動間仕切り等の採用を検討します。
- ・利用者の移動負担の軽減と利便性向上を図るため、現在の室の利用状況等を踏まえ、町民活動に適した室の配置を検討します。



ホールの事例



講義室・実習室の事例

4.1.2. 交流スペース

町民が集いやすく、憩いの場として親しまれるとともに、情報が行き交う新施設とします。

- ・町民が自由に打合せや待合の時間を過ごすことができる多目的スペースの設置を検討します。
- ・町民活動の発表の場としてギャラリーや作品展示コーナーを設置し、展示物等を鑑賞しながらくつろげる飲食スペースの設置も検討します。



4.1.3. 窓口スペース

高齢者や身体が不自由な方等の移動が困難な方のため、ワンフロアサービスを行い、利用者の利便性向上を考慮した新施設とします。

- ・各窓口では、手続きに伴う各種相談ができるようプライバシーに配慮します。
- ・車いす利用者でも快適に利用できるローカウンターの設置を検討します。
- ・同一敷地内に位置する町役場との連携を考慮し、利用者にとってわかりやすい効率的・機能的な動線計画を検討します。
- ・新施設に配置する窓口は、業務上のつながりに配慮し、課の連携がとりやすい配置とし、町民にとっても利用しやすい動線とします。



4.2. 執務機能

職員の安全を確保するとともに、町民サービス向上のため、効率的かつ円滑な事務処理ができる執務空間を確保します。

4.2.1. 柔軟性・可変性・機能性の確保

機能的で柔軟性のある執務空間を確保します。

- ・執務室は、適切な奥行きと空間を確保し、スペース効率の良い設計とします。また、将来の機構改革に柔軟に対応できるよう、開放的なオフィスレイアウトとします。
- ・会議室は、会議室間の壁を可動式にする等、必要に応じた会議室の広さに変更できるような仕様を検討し、適切な室数を確保します。



執務空間の事例



会議室の事例

4.2.2. I C T化への対応

新施設では、職員及び利用者の社会的ニーズを踏まえ、費用対効果を見極めながら、情報伝達機能の I C T^{*5}化を検討します。

- ・OAフロア^{*4}を採用し、OA機器やその他の通信・情報処理装置を機能的に配置できるよう配線スペースを確保します。
- ・フリーWi-Fi環境を整備することで、施設利用者が必要な情報等入手しやすい環境づくりを行います。



OAフロア^{*4}の採用の事例



Wi-Fi環境の事例

4.2.3. 快適で安全な執務空間

快適で安全な執務空間を確保します。

- ・レイアウトの工夫により、適切な明るさを確保した執務空間を整備します。
- ・災害時の通路については、避難経路の確保を優先したレイアウトとします。また、ロッカー等を固定化することにより、地震時における利用者及び職員の避難経路の安全確保を図ります。
- ・職員の健康維持や職場環境の向上のため、福利厚生機能の充実を検討します。



4.3. 防犯・セキュリティ機能

町民利用空間と執務空間を分離し、個人情報保護と業務セキュリティの確保を図ります。

4.3.1. 執務空間と情報管理

執務空間（執務室内）は、個人情報や行政情報等の重要な情報を取り扱うため、「職員専用エリア」として位置づけます。

- ・職員専用エリアは、ICカードや指紋認証等による入退室管理の導入を検討します。
- ・職員以外の来庁者等との対応は、窓口カウンターや執務室外の会議室等で行うことを基本とします。
- ・書庫や出力機器類（プリンタ、コピー機等）は、個人情報保護のため、職員以外の目に触れにくいよう、職員専用エリア内に配置します。

4.3.2. 防犯・セキュリティ対策

町民が利用する「共用エリア」と「職員専用エリア」を区分し、適切なセキュリティ対策を図ります。

- ・書庫や倉庫等の諸室は、職員や町民の利便性にも配慮しながら、施錠できる設備の導入を検討します。
- ・必要な箇所への防犯カメラ等の設置を検討します。

	
I Cカードの利用の事例	共用エリアとの区分の事例
	
防犯カメラの事例	サーバー室の静脈認証の事例

4.4. ユニバーサルデザイン

施設利用者や職員の誰もが安全で使いやすく、安心して利用できる施設とするため、ユニバーサルデザイン^{*3}を導入します。

4.4.1. わかりやすさへの配慮

初めて訪れた利用者にもわかりやすい施設とするため、わかりやすさを優先した案内表示を導入します。

- ・ピクトグラム^{*6}（絵文字）やカラーユニバーサルデザイン^{*7}に対応し、色・形・大きさに配慮した案内表示を導入します。
- ・誘導ブロックや触知案内図、点字サインの設置を検討します。



案内表示（板）の事例



お手洗
Toilets

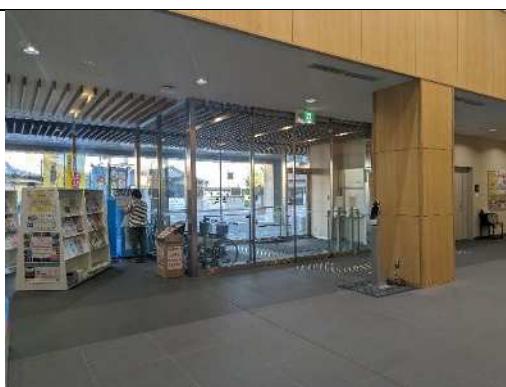


スロープ
Slope

ピクトグラム^{*6}の事例

4.4.2. 快適な移動空間

施設内の廊下は、車いすやベビーカー利用者にも配慮し、段差解消やゆとりのある幅、転回できるスペースを設けます。また、上下階への移動が容易となるよう、エレベーターを設置し、エレベーターや階段は、出入口からわかりやすい配置とします。



段差がないエントランスの事例



スロープの事例

^{*6} ピクトグラム：言語を使わなくとも情報を伝えられるように簡略化されたデザイン

^{*7} カラーユニバーサルデザイン：多様な色覚に配慮し、情報がすべての人に正確に伝わるようにデザインすること



4.4.3. 多様な利用者への配慮

高齢者や子ども連れ、身体が不自由な方等の多様な利用者の利便性向上を図るため、誰もが気軽に施設を訪れ、快適に利用できる新施設とします。

- ・新施設内の適切な位置に、衛生的で清潔感のあるトイレを配置します。
- ・トイレには、車いすやオストメイト対応の多目的トイレを併設します。子育て世代や高齢者等の多様な利用者に対応するため、チャイルドシートや手すりを設置します。
- ・子ども連れの利用者のために、授乳室やベビーベッド、キッズスペース等の設置を検討します。



4.4.4. 駐車場

駐車場については、町役場と併用とします。

また、高齢者や子ども連れ、身体が不自由な方等が利用しやすいよう、優先駐車場等も含め、できるだけ必要台数を確保します。

- ・車いす利用者や妊婦等が利用する優先駐車場は、施設から出入りしやすい位置に適正な駐車枠数の確保を検討します。
- ・施設の出入口には、雨に濡れずに乗降できるスペースの確保を検討します。



優先駐車場の事例



雨に濡れずに乗降できるスペースの事例

4.5. 防災拠点施設機能

新施設は、防災活動の中心となる防災中枢拠点（町役場）に隣接する指定避難所の役割を担うため、防災関連資機材の備蓄、自家発電等のバックアップ機能の強化を図ります。

4.5.1. 耐震安全性の確保

新施設の耐震性能の基準については、南海トラフ地震等の大規模地震発生時においても利用者及び職員の生命を守るため、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、災害応急対策活動に必要な公共施設として備えるべき耐震安全性を確保します。

4.5.2. 避難スペースの確保

既存の中央公民館及び福祉会館は、町の指定避難所（収容人員は各施設300人）に位置づけられています。新施設は、2施設に代わる指定避難所に位置づけるとともに、災害時には集会施設機能や交流スペースを避難スペースに転用します。

4.5.3. 災害対応機能の確保

利用者及び職員並びに発災後に収容する避難者の生命を守るため、災害対応機能を確保します。

- ・非常用電源や耐震性貯水槽等のライフラインのバックアップ機能をはじめ、非常食等の防災備蓄物資の確保、空調や照明等の指定避難所に必要な施設・設備を整備します。
- ・避難者の情報収集手段を確保するため、Wi-Fi環境を整備します。



非常用電源の事例



耐震性貯水槽の事例



防災備蓄倉庫の事例



Wi-Fi環境の事例

4.6. 書庫・倉庫機能

良好な執務環境を維持するため、適正な書庫・倉庫等の収納スペースを配置します。

4.6.1. 文書管理の適正化

文書管理は、基準や運用の見直しや保管・保存文書量の削減に努めます。

- 文書は、保存年限ごとに、執務室のキャビネットや施設内の書庫への保管を行い、必要に応じ保管文書の整理を検討します。
- 書庫は、スペース等を有効に活用できる効率の良い設備を導入します。
- 保存文書の電子化を検討します。



執務室キャビネットの事例



固定書架の事例

4.6.2. 書庫・倉庫の確保

文書以外の物品の保管は、施設内倉庫や町役場の倉庫の利用を検討します。

- 各課で管理している物品については、使用状況や効率性に配慮したうえで、可能な限り共用化を図り、必要な規模の保管スペースを確保します。
- 会議で使用する机、椅子等を収納する共用倉庫を確保します。



装備品保管の事例



倉庫の事例

4.7. 情報発信機能

4.7.1. 行政情報や観光情報の発信

情報発信スペースを設置し、行政情報や町の魅力のPR等を行います。

- ・行政情報や観光情報を発信するため、モニターの設置を検討します。
- ・有料広告の掲載を検討します。
- ・町のイベントのパネル展示、行政資料等を提供するコーナーの設置を検討します。



4.8. 環境負荷の低減

本町は、地球温暖化対策を推進し、地球環境への影響を最小限に抑えるため、国が定める基準に則した「地球温暖化対策の推進に関する法律」と「里庄町地球温暖化対策実行計画」に基づく環境負荷低減の取組を進めています。

新施設は、人や環境にやさしいまちづくりの一環として、自然エネルギーの活用や省エネルギー化の推進、国が推進するネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）^{*8}の実現等、費用対効果を見極めながら、本町に適した手法の導入を検討します。

4.8.1. 自然エネルギーの有効活用

温室効果ガスの削減や地球環境への負荷を軽減するため、省資源・省エネルギーの施設・設備の導入を検討します。

- ・太陽光発電設備の設置等、再生可能エネルギーの活用を検討します。
- ・雨水貯留槽によるトイレの洗浄や植栽への散水等、雨水利用を検討します。
- ・自然換気や自然採光に配慮します。

4.8.2. 省エネルギー化の推進

新施設本体での省エネルギー化を推進するため、省エネ効果の高い設備の導入を検討します。

- ・照明は、LED照明や人感センサーによる点灯システム、調光システムの導入を必要に応じて検討します。



太陽光発電の事例



雨水貯留槽の事例



自然採光の事例



LED照明の事例

^{*8} ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）：建物で消費するエネルギー量を、省エネと再生可能エネルギーの創出により、年間の一次エネルギー収支をゼロにすることを目指した建築物

4.8.3. C L T工法

(1) C L Tの概要

C L TとはCross Laminated Timber（J A S（日本農林規格）では直交集成板）の略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、纖維方向が直交するように積層接着した木質系材料です。厚みのある大きな板であり、建築の構造材のほか、土木用材、家具等にも使用されています。

C L Tは平成7（1995）年頃からオーストリアを中心として発展し、現在では、イギリスやスイス、イタリア等、ヨーロッパ各国でも様々な建築物に利用されています。また、カナダやアメリカ、オーストラリアでもC L Tを使った高層建築が建てられる等、C L Tの利用は近年になり各国で急速な伸びを見せています。特に、木材特有の断熱性と壁式構造の特性を生かして、戸建て住宅のほか、中層建築物の共同住宅、高齢者福祉施設の居住部分、ホテルの客室等に用いられています。

日本では平成25（2013）年12月に製造規格となるJ A Sが制定され、平成28（2016）年4月にC L T関連の建築基準法告示が公布・施行されました。これらにより、C L Tの一般利用がスタートしています。



(2) C L Tの特徴

- ・高い構造性能：纖維方向を直交させることで、コンクリートや鉄骨に匹敵する構造性能を発揮します。
- ・優れた断熱性・調湿性：木材の特性を生かした快適な室内環境を実現できます。
- ・施工の効率化：工場での生産や加工が可能で、現場での施工期間の短縮も可能です。
- ・環境負荷の低減：コンクリート造に比べてCO₂排出量を削減できます。
- ・耐火性能：適切な設計により、必要な耐火性能を確保できます。

(3) 森林資源の有効活用

- ・中小径木の活用：従来あまり利用価値がなかった中小径木からC L Tを構成するラミナが取れるため、森林資源の有効活用が可能です。
- ・地域材の高付加価値化：地域で生産された木材をC L Tに加工することで、地域産業や地

域資源の有効活用が期待できます。

- ・カスケード利用^{*9}：C L T 製造過程で発生する端材もバイオマス燃料等に利用可能です。
- ・林業・木材産業の活性化：C L T の需要拡大により、地域の林業・木材産業の活性化が期待できます。

(4) 課題

- ・設計費の増加：C L T 工法に精通した設計者が限られており、設計費が割高となる傾向があります。
- ・経年変化の予測：長期使用時の性能変化に関するデータが不足しています。

参考：『一般社団法人 日本C L T 協会』 <http://CLTa.jp/CLT/>

^{*9} : 資源を多段階的に活用すること

4.8.4. ZEBの概要

ZEB（ゼブ）とはNet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル⁸⁾の略称で、建物で消費するエネルギー量を、省エネルギーと再生可能エネルギーの創出により、年間の一次エネルギー収支をゼロにすることを目指した建築物です。建物の用途や規模に応じて適切な目標を設定し、段階的にZEB化を進めることが重要です。

日本では、ZEBはエネルギー達成レベルに応じて次の4段階に分類されています。

(1) ZEB（ゼブ）

- ・一次エネルギー消費量の収支を100%以上削減
- ・省エネで50%以上削減+省エネで残りを相殺

(2) Nearly ZEB（ニアリー・ゼブ）

- ・一次エネルギー消費量の収支を75%以上100%未満削減
- ・省エネで50%以上削減+省エネで追加削減

(3) ZEB Ready（ゼブ・レディ）

- ・一次エネルギー消費量を50%以上削減
- ・創エネは評価せず、省エネ技術のみで達成

(4) ZEB Oriented（ゼブ・オリエンティド）

- ・延床面積10,000m²以上の建築物が対象
- ・一次エネルギー消費量を40%以上（事務所等）または30%以上（ホテル等）削減
- ・未評価技術（外皮性能向上等）を含む

(5) メリット・デメリット

メリット	ランニングコスト削減：光熱費の大幅削減（一般的に従来比40～60%削減）
	国の補助金・支援制度の活用
	CO ₂ 排出量削減
デメリット	イニシャルコストの増加：従来建築と比較して15～30%程度のコスト増
	高度な設備の定期点検・保守費用
	手続きの複雑化

(6) 適合義務

建築基準法・建築物省エネ法改正のポイントとして、「省エネ基準への適合義務」があります。建築物の省エネルギー化を加速させるため、原則としてすべての住宅・建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられました。

省エネ基準については、「外皮性能基準」と「一次エネルギー消費量基準」の2つによって判定されますが、非住宅の場合は一時エネルギー消費量基準に適合する必要があります。

外皮性能基準	UA値とηAC値で判定 UA=単位温度差当たりの外皮総熱損失量÷外皮総面積 ηAC=単位日射強度当たりの総日射熱取得量÷外皮総面積×100
一次エネルギー消費量基準	B EI値で判定（空気調和設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機） B EI：設計一次エネルギー消費量÷基準一次エネルギー消費量（1.0以下） ※設計一次エネルギー消費量=省エネ手法（省エネ建材・設備等の採用）を考慮したエネルギー消費量 ※基準一次エネルギー消費量=標準的な仕様を採用した場合のエネルギー消費量

省エネ基準への適合を確認するためには、「エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）」を受ける必要があります。

この省エネ基準については、令和6（2024）年4月から、大規模な非住宅建築物の基準が次のように変わっています。

- | |
|--|
| ① 延床面積が2,000m ² 以上の大規模非住宅建築物の省エネ基準の引き上げ |
| ② 用途毎に基準値の水準が異なる（現行省エネ基準を15～25%強化） |
| ③ 令和6（2024）年4月に施行 |

【改正前】		【改正後】	
用途	B EI	用途	B EI
全用途	1.0	工場等	0.75
		事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等	0.8
		病院等、飲食店等、集会所等	0.85

※赤文字：計画する施設が該当すると想定される用途

このような中で、「建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業」として、ZEBの普及拡大に向け、次の補助事業があります。

事業メニュー	概要
ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	① 新築建築物のZEB普及促進支援事業 ② 既存建築物のZEB普及促進支援事業 ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援します。
LCCO ₂ *10削減型の先導的な新築ZEB支援事業	建築物の運用時に排出されるCO ₂ の削減に加え、建築時から解体・廃棄に至るまでのライフサイクルを通して排出される温室効果ガス（LCCO ₂ *10）を削減する取組を普及するため、これを算定・削減することを要件として、ZEB化に必要な設備及び機器等の導入を支援します。

ZEB対応による措置

制度	補助内容
建築物等のZEB化・省CO ₂ 化普及加速事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 2/3～1/4（上限3～5億円） ■ LCCO₂*10削減型の先導的な新築ZEB支援事業 3/5～1/3（上限5億円）
脱炭素ビルリノベ2025事業	上限10億円 定額1/2相当 定率1/3
地域脱炭素推進交付金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素先行地域づくり事業 原則2/3 ■ 重点対策加速事業 定額2/2～1/3 ■ 特定地域脱炭素以降加速化交付金【GX】 原則2/3

*10 LCCO₂：「ライフサイクルCO₂」の略称で、製品製造から運用・廃棄に至るまでの全過程に発生するCO₂を製品の寿命1年当たりの排出量を算出し評価する手法

4.9. その他

利用ニーズ・利用規模に応じ、現在の利用者が長期的に活動できる施設を検討します。

4.9.1. ライフサイクルコストの縮減

メンテナンスが容易で、設備更新がしやすい設備機器の設置等、ライフサイクルコスト^{*11}の縮減に配慮します。

新施設建設にあたっては、建築物の長寿命化、維持管理費用、修繕や更新費用等のライフサイクルコスト^{*11}の縮減を考慮した経済効率の高い施設を目指します。

(1) 建築物の長寿命化

- 柱、梁、床等の構造体の高耐久化を図るとともに、屋上の防水や外壁等の修繕が容易に行えるよう配慮します。
- 内装材、外装材及び防水材については、耐久性の高い材料や修繕、更新が容易な一般普及品等を積極的に採用します。

(2) 柔軟性可変性の確保

- 改修や利用変更に対応できる柔軟性を確保するため、費用対効果を見極めながら、可動間仕切壁の採用、床荷重や階高の余裕度設定等を検討します。
- 建築設備（電気、機械）は、機器容量にゆとりを持たすほか、機器自体の増設を考慮したスペースを検討します。

(3) 保全更新時の作業性への配慮

- 配管、配線、ダクトスペースは、点検や保守等が容易に行えるよう配慮して設置します。
- 窓、外壁、設備機器等の清掃、点検や保守に必要な設備機器を設置します。
- 冷暖房、給排水、電気設備等のゾーニングや系統分けの細分化等により、執務形態の変更への対応や機器更新時の作業性に配慮します。
- 機器搬入路の確保等により、設備機器等の更新が経済的かつ容易に行えるよう配慮します。

(4) その他検討事項

- 施設の夜間利用の有無と管理・運営方法を検討します。

4.9.2. 適切な施設の検討

過大なスペース・機能の導入を避け、利用状況に合った施設とします。現在の機能は維持しつつ、利用ニーズ・利用規模に応じ、基本的機能を精査していきます。

*11 ライフサイクルコスト：建築物の企画・設計・運用・解体までの間に発生する費用の合計